南部町建設工事低入札価格調査制度実施要領(令和2年訓令第25号)新旧対照表

改正施行日:令和4年9月15日

改正後

(低入札調査基準価格の設定)

- 第3条 調査基準価格は、工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)をいうものとする。
- 2 調査基準価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める方法により算出した額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (1) 次号に規定する以外の工事
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 営繕工事(電気設備工事、建設工事、機械設備工事)
 - ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - 注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

現 行

(低入札調査基準価格の設定)

- 第3条 調査基準価格は、工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)をいうものとする。
- 2 調査基準価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める方法により算出した額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 次号に規定する以外の工事
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - (2) 営繕工事(電気設備工事、建設工事、機械設備工事)
 - ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - 注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額